

委提第4号

北本市議会会議規則の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり提出する。

平成27年12月15日 提出

提出者 議会運営委員長 工藤 日出夫

北本市議会議長 三宮 幸雄 様

北本市議会会議規則の一部を改正する規則

北本市議会会議規則（昭和48年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

正副議長調整 会議	議会運営上必要 と認める事項に ついて協議又は 調整を行うこ と。	議長、副議長及 び議長が必要と 認める議員	議長
委員長会議	各委員会間の連 絡調整を行うこ と。	議長、副議長及 び各委員会正副 委員長	議長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

委提第4号参考資料

北本市議会議事規則の一部を改正する規則新旧対照表

(下線は改正部分)

現		改		正		案	
別表(第171条関係)				別表(第171条関係)			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
略	略	略	略	略	略	略	略
正副議長調整 会議	議会議長調整 と認める事項に ついて協議又は 調整を行うこと。 と。	議長、副議長及び 議長が必要と認 める議員	議長	正副議長調整 会議	議会議長調整 と認める事項に ついて協議又は 調整を行うこと。 と。	議長、副議長及び 議長が必要と認 める議員	議長
委員長会議	各委員会間の連 絡調整を行うこと。 と。	議長、副議長及び 各委員会正副委 員長	議長	委員長会議	各委員会間の連 絡調整を行うこと。 と。	議長、副議長及び 各委員会正副委 員長	議長